

日光市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年11月21日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 荒川 礼子

- | | |
|---------|-----------------------|
| 1 監査の対象 | 社会福祉課・高齢福祉課・子ども家庭支援課 |
| 2 監査の期間 | 令和6年10月11日～令和6年10月23日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

社会福祉課

4 監査の期間

令和6年10月11日～令和6年10月23日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和6年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

会計年度任用職員の平日時間外勤務について、振替代休として取り扱っているものが見受けられた。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

高齢福祉課

4 監査の期間

令和6年10月11日～令和6年10月23日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和6年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

子ども家庭支援課

4 監査の期間

令和6年10月11日～令和6年10月23日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和5年度事務事業について、令和6年5月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし